

総会運営規程

(目的)

第1条 本規程は、本協会が開催する社員総会（以下「総会」という。）の運営について定める。

(本規程の効力)

第2条 総会の運営に関し、定款に定めのない事項はこの規程の定めに従う。

(招集通知)

第3条 定時総会の招集通知は、前事業年度の末日迄に選出された代議員に対し、書面によって送達する。

2 臨時総会の招集通知は、臨時総会が開催される3箇月前の月の末日迄に社員名簿に記載された代議員に対し、書面によって送達する。

3 総会の招集通知を代議員に送達する場合において、協会事務局は招集通知を総会開催の3週間前迄に送達する。

(代理権授与通知)

第4条 定款第22条に基づき、総会への参加は代理人をもって代えたいと望む代議員は、本規程別表1の「代理権授与通知書（委任状）」の様式に従って必要事項を記入の上、自筆にて署名をし、これを代理人に総会当日、会場受付に提出させるものとする。

2 協会事務局は、代議員から、「代理権授与通知書（委任状）」用紙の交付請求があったときには、これを交付しなければならない。

3 第1項の規定に関わらず、代議員は自己作成の委任状の使用ができる。協会事務局は、この委任状が法的要件を満たしている限りにおいて、当該委任状を有効と認めることを要する。

(代理人が行う手続き)

第5条 第4条において代理人の指名を受けた者は、総会当日、会場に開会45分前迄に到着して、受付にて身分を証明するに足る証書を提示することを要する。

2 総会の受付業務の遂行を、代表理事（代表理事の中から総会の運営を行うよう互選された代表理事がいる場合はその代表理事）から命じられた者は、身分を証明するに足る証書を提示しない代理人の入場を拒むことができる。

(書面による議決権行使の方法)

第6条 定款第23条に基づき、書面により議決権行使する代議員は、電子投票の他、交付された『議

決権行使書』に必要事項を記入の上、郵送又は代議員等に持参させることによって、総会の前日の営業時間終了迄に協会事務局に送達することを要する。

2 第1項の規定に反し、期限迄に届かなかつた議決権行使書は無効投票として扱う。

3 議決権行使書には、通し番号その他の整理のための記号を付することができる。

(議決権行使書の賛否の取り扱い)

第7条 議案に対する賛成、反対の意思表明で、賛成、反対の両方に○をつけた議決権行使書は、出席議決権の数に数えるが、当該の箇所については、賛成、反対の意思表明を棄権した投票とみなす。この場合、他の議案については、適切な意思表示がなされていれば、その意思表示を有効投票として扱う。

2 前項の規程は役員選出投票にも準用し、当該総会で選出すべき役員の定員数を超えた員数の投票を行つた議決権行使書は、役員選挙については意思表示が行われなかつたものとして扱う。

(代議員からの委任を受けた代理人が総会会場に到着した場合の議決権行使の取り扱い)

第8条 総会開催時間の30分前迄に、代議員からの委任を受けた代理人が総会会場に到着した場合、事前に書面により行使した議決権行使の内容は無効となるものとみなす。

(議決権行使書の備え置き)

第9条 協会に提出された議決権行使書は、主たる事務所に3箇月間備え置き、会員の閲覧を許す措置を取らなければならない。この場合、期限迄に届かないとして無効投票となつた議決権行使書等も、到達日時、時間を明記して3箇月同じ扱いをすることを要する。

(議決権行使書の使用目的の限定)

第10条 議決権行使書は、その目的のためにのみ使用し、他の目的に使用することを禁じる。

(総会の受付業務、会場整理業務担当者の任命)

第11条 代表理事（代表理事の中から総会の運営を行うよう互選された代表理事がいる場合はその代表理事）は、総会の受付業務をする者若干名、会場の整理をする者若干名をあらかじめ任命できる。

(総会の受付業務)

第12条 総会の受付業務に従事する者は、総会開会前1時間以上の余裕をもたせて決めた時刻から受付業務を開始し、総会参加の目的で会場に参集した代議員ないしは代理人が本人であるかどうか確認し、持参した議決権行使書によって出席者を確定する作業を行うものとする。この場合、受付業務に従事する者は議決権行使書を持参しないことにより、本人であることを確認できない者の入場を拒否できる。

(総会に出席した代議員の提案)

第13条 総会に出席した代議員は、総会の目的である事項について総会議場で発議し、提案ができる。

(議長の任務)

第14条 議長は、議場の秩序を保ち、議決が公正に行われるよう務めなければならない。

2 第1項の目的の実現のため、議長は適當なもの数名をその任に任ずる者として指名できる。

(議長の議事進行)

第15条 議長は総会の延会又は休憩を求める動議、あるいは日を改めての開催を求める続会の動議、あるいは再度招集通知を発しての総会開催を求める動議が提出された場合は、その動議を先議しなければならない。

(緊急動議提案)

第16条 第13条の発議の他、議長は、緊急且つ極めて重要な案件が緊急動議提案された時は、これを総会の審議に付すことができる。

2 第1項において議決がなされた場合、その議決は、総会の延期又は続行の動議を除き、当該総会出席代議員の意見を表す参考議決であって、総会の正規の議決とすることはできない。正規の議決とするためには後刻、正規の手続きを踏んだ総会を開催しての議決を要する。

(審査委員の任命)

第17条 総会の議長は、総会参加資格及び賛否の投票数に関し、審査を必要とする事案が発生した場合は、当該審査を行う審査委員3名を指名できる。この審査委員の任期は、次の総会開催迄の期間とする。

2 第1項の審査委員の審査結果は、総会の議事が進行、その他の疑問のない議決権行使により可決が決まっている議案については、議長はその判明を待たずに総会の議決がなされたことを宣言できる。

(本規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会が総会に発議し、総会が決議して行う。

附 則 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日から発効する。

令和5年6月24日 一部改正

(別表1 「代理権授与通知書 (委任状)」)

年 月 日

代理権授与通知書

私は、以下の者を代理人に定め、下記の権限を委任いたします。

代理人 (正会員に限る)

住 所
氏 名

記

年 月 日開催の一般社団法人日本精神科看護協会の総会に出席し、
議決権を行使する一切の権限を委任する。

以 上

代 議 員

住 所
氏 名

(自筆署名)